

令和7年度市政PRテレビ広報番組制作放送業務仕様書

1 業務の内容

市民に対して、広く市政をPRするとともに市政に対する理解や関心を深めるため、「市政PRテレビ広報番組」を制作し、放送する。

2 業務の概要

(1) 番組構成等

市の制度やイベント情報、市政運営方針や取組などをわかりやすく紹介するとともに、視聴者に対し興味・関心を引き付けるための構成・演出を工夫した企画提案番組を制作する。

(2) 制作本数

市政PRテレビ広報番組を年12本制作

(3) 放送時間

市政PRテレビ広報番組は1本あたり3分程度とする。

(4) 履行機関

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 放送時間帯

市政PRテレビ広報番組は、放送日の午前9時から午後11時までの時間帯で放送する。

(6) 番組企画

市政PRテレビ広報番組制作放送業務について、企画提案方式により業者を選考するものとする。

なお、市政PRテレビ広報番組の各回の放送テーマについては、広聴広報・シティプロモーション課から提示するが、台本（シナリオ）や資料画像については契約業者が作成し、広聴広報・シティプロモーション課において校正を行うものとする。

(7) 収録場所

収録場所は、高松市内のスタジオ又は現地収録とする。スタジオ内の備品（机、椅子、背景セット等）、撮影機材など収録に必要な物品については、契約業者において準備するものとする。

(8) ユニバーサルデザインへの配慮

ユニバーサルデザインに配慮し、必要に応じてテロップの挿入などの工夫を行うこと。

(9) インサート映像等

シナリオに基づき必要なインサート映像及び市民へのインタビューなどは制作業者が撮影を行うものとする。

但し、広聴広報・シティプロモーション課で所有している素材等で提供可能なものは提供する。

(10) その他

ア 契約金額には、動画配信チャンネル「高松ムービーチャンネル」（高松市制作Webサイト）での再放送使用料も含むものとする。

イ 完成用パッケージをmp4形式の動画ファイルで広聴広報・シティプロモーション課へ提出すること。

3 予定金額

1, 478, 400円

（電波料、制作費、その他制作放送に係る一切の費用に消費税及び地方消費税を含んだ額）

4 労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起らないよう十分配慮すること。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

5 その他

- (1) 契約業者は、制作前、制作中においては、常に広聴広報・シティプロモーション課と密接に連携を図りながら、忠実かつ誠実に業務を遂行すること。

(2) 仕様書に記載のない事項については、広聴広報・シティプロモーション課と協議の上、適切に処理するものとする。